

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

兵庫県南あわじ市長 守本憲弘



令和2年度

一 般 会 計 補 正 予 算  
( 第 14 号 )

兵庫県南あわじ市



令和2年度南あわじ市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度南あわじ市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月31日

南あわじ市長 守本憲弘

第1表 繰越明許費補正

変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
7. 商 工 費	1. 商 工 費	新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金事業	10,000千円	新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金事業	17,800千円